



まちづくり条例住民説明会 開催報告 ②

まちづくり条例を考える市民委員会では、条例に盛り込んでほしい内容を取りまとめました。この提案についてさらに市民の意見を反映させるために、市民への説明会と意見交換会を開催しました。

6月16日（木）東祖谷で開催した第1回目に続き、17日（金）西祖谷老人福祉センター、28日（火）池田総合体

育館、29日（水）井川公民館、30日（木）三野公民館、7月4日（月）山城公民館で開催、計159人の市民が参加しました。

参加者からは、まちづくり条例と具体的な施策の関係についての質問がありました。たとえば条例の前文に盛り込むまちづくりのビジョンとして「定住できる環境づくり」が提案されていますが、雇用問題など具体策にどうつながるのか、という質問がありました。まちづくり条例は具体的な施策を定めるものではありません。

ませんが、市民と行政が共有すべきまちづくりの目標や施策の方向性を示すという点で、重要な意味をもっています。

地方分権が進み、地域のことは地域で判断してまちづくりに取り組んでいくことが求められています。まちづくり条例は、三好市が自立した自治体として自主的にまちづくりを進めていくための土台としての条例です。このような意味から、まちづくり条例は「自治体の憲法」といわれることもあります。そのためできるだけ多くの市民が参加し、条例にどのような内容を盛り込むべきかをみんなで考えていく過程がとても大切です。

まちづくり条例策定審議会が始まります

これら6回の説明会でいただいた意見は取りまとめたいので、今後開始予定の「まちづくり条例策定審議会」に提出します。

審議会ではこれまでの市民の意見を受け、議論が足りない部分の追加検討や実

際に条文を作る作業を担当します。

メンバーはまちづくり条例を考える市民委員会の委員、学識経験者、市役所職員、市議会議員など、約15名で構成し、具体的な条例の内容について審議していきます。



お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202

kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp